非雇用学生を共同研究等に参画させる場合の事前チェックリスト（教員用）

令和　年　月　日

私は、プロジェクト名「〇〇〇」（期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日）の従事予定学生

・（所属・年次・氏名）

・（所属・年次・氏名）

に対し、下記の各項目について確認の上、参画する学生本人への説明を行い、学生の自発的意思により研究へ参画することを確認しました。

A.学生本人への確認

１．保険加入

　学生が学研災等の保険に加入していることを本人に確認しました。

⇒入学ガイダンス時に、理系学生には保険加入するようアナウンスを行っていますが、加入必須ではないため、万一の場合に備え、加入状況を本人に確認してください。特に学部生から博士前期課程へ、博士前期課程から博士後期課程へと進学する際に期間の更新を行っているか確認をお願いします。

２．守秘義務

　共同研究等契約書の内容について学生本人へ説明を行い、相手方から「秘密」である旨明示され開示された「秘密情報」については、〇年〇月〇日まで秘密保持義務が課せられることについて、学生の理解と同意を得ました。

⇒企業等から開示された秘密情報は必要最小限を必要な参加学生に限って開示をお願いします。大学と雇用関係にない学生であっても、秘密情報を漏洩した場合には不正競争防止法により民事・刑事措置が適用されることが想定され、学生を守る必要があります。

また、就職活動の際及び就業後においても、秘密保持期間中は秘密情報を口外できないため、就職活動及び就業後の活動に制限がかかる場合があります。

３．知的財産の取扱い

　学生のなした発明は、特許法上学生本人に帰属するため、大学が企業等との共同出願を行うには、学生から当該帰属権利を譲渡してもらったうえで大学が承継を行う必要があることを理解しています。なお、当該譲渡により、学生へは、大学の職務発明取扱規則・職務発明規則運用細則に定める補償金が支払われます。参画する学生に対し、あらかじめ上記のことを説明し、知財の大学承継について学生の理解と同意を得ました。

（参考）知的財産の手続き（大学HP掲載）

https://www.ripo.ynu.ac.jp/researcher/result/ipconsultation/

B.相手方企業等への確認

　学位取得のための学位／修士／博士論文の発表において制限を受けないことについて、あらかじめ共同研究等相手先の理解を得ています。

⇒学生が学位取得のための発表を行う際に、共同研究等相手方の同意が得られなかったために発表の機会が失われるということは避けなければいけません。あらかじめ相手先企業等と調整し、学業に支障が出ることがないように十分な配慮をお願いします。

C.その他確認事項

１．不利益取扱いの禁止

　共同研究等に参加した学生と比べ、不参加の学生に不利益が生じることがないように配慮する必要があることを理解しています。

⇒共同研究等に不参加の学生には、不参加が学生にとっての不利益とならないよう、他の研

究テーマを与えるなどの対応をお願いします。

２．秘密情報の管理

　秘密情報の管理場所を決め、誰が情報にアクセスできるかあらかじめ記録しておくことを理解しています。

（参考）横浜国立大学情報格付け基準及び取扱いガイドライン（学内限定）

https://koho.ynu.ac.jp/gakunai/joho/kakuzuke\_guideline.pdf